

【ごみの分別と出し方】

※ごみステーションに出された紙類・缶等は貴重な資源です。持ち去らないでください。

ごみの分別	時刻	ごみの出し方
燃やすごみ 紙くず・紙おむつ類 革製品 プラスチック類	午前8時30分までに	■生ごみ類は、水をよく切ってください。 ■ビデオテープや発泡スチロールは、燃やすごみです。■天ぷら油は、紙や布にしみ込ませてから出してください。■木くずは、長さ50cm以内、直径10cm以内で切ってください。■布類は、フリーマーケットで再利用したり、衣類・古布として再資源化を図りましょう。■紙おむつは、汚物をトイレで流してから出してください。
紙資源 雑誌・チラシ・その他紙類 (第2週の水曜日) 新聞と紙パック (第4週の水曜日)	午前8時30分までに	■地域の資源ごみ集団回収に出している人は、引き続き資源ごみ集団回収に出してください。■左図のように、週により収集するものが異なります。■菓子箱類は、「雑誌・チラシ・その他紙類」の日に出してください。■新聞と紙パックは、別々の袋で出してください。■雨でも回収しますが、回収日当日雨がひどい時は、なるべく次の回収日に出してください。
ペットボトル PET	午前8時30分までに	■第3週の水曜日に、中身を出し、水洗いしてから出してください。■キャップやラベルは、はずしてください。※はずしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」へ出してしてください。
カン アルミ缶 (第3週) スチール缶 (第3週)	午前8時30分までに	■第3週に、中身を出し水洗いしてから出してください。■キャップやラベルは、はずしてください。※はずしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」へ出してしてください。※大きさの目安は、一斗缶までの缶です。
ビン ジュースのビン (第1・5週) 調味料のビン (第1・5週)	午後0時30分までに	■第1・5週に、中身を出し水洗いしてから出してください。■ビールビンや一升びんは、販売店へ返してください。■キャップやラベルは、はずしてください。※はずしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」へ出してしてください。
その他燃やさないごみ ガラス類・鉄類・陶器類 その他(第2・4週)	午後0時30分までに	■第2・4週に、中身を出し、水洗いしてから出してください。■塗料・殺虫剤・車上ガスボンベなどは、中身を使い切り風通しのよい場所で穴を明け、袋に入れて出してください。■包丁・はさみ・ガラスの破片等は、厚紙に入れて、「キケン」と表示して出してください。■乾電池類は、中身の見える別袋に入れて出してください。

有料ごみ
粗大ごみ・一時多量ごみ・植木剪定(せんてい)ごみ【予約申込制】
■収集日は希望に添えない場合があります。■粗大ごみは、当日午前8時30分までにごみステーションへ。■一時多量ごみ・植木剪定ごみは、当日午前8時ごろに収集時間を連絡します。

問い合わせ・申し込み
一時多量ごみ・植木剪定ごみ ☎22-2155/粗大ごみ ☎22-2166

ごみの分別

ごみを分別するとき、どの種類なのかと迷うことはありませんか? 皆さんの「ごみ」の質が多岐にわたって、ごみステーションへお持ち込みください。

- 【燃やすごみの日に出すもの】
- 生ごみ類 水をよく切る。
- 発泡スチロール 大きなものは細かくする。
- 天ぷら油 紙や布にしみ込ませる。
- 木くず 長さ50cm以内、直径10cm以内で切る。
- 布類 集団回収等で、再利用・再資源化を図る。
- 紙おむつ 汚物をトイレに流してから出す。
- その他 ビデオテープ・保冷剤使用、捨てカイロ・アルミホイールも「燃やすごみ」です。
- 【その他燃やさないごみに出すもの】
- 使えなくなった傘 三十cm以内で折って出す。※そのままは、「粗大ごみ」です。
- カセットボンベ・百田ライター・各種スプレー缶(塗料・ヘアスプレー等) ※必ず中身分(ス)を抜き、穴を二、三カ所あけて出す。(風通しのよい場所で行ってください。)



乾電池類 透明な袋に入れて出す。
包丁・はさみ・ガラスの破片等 厚紙に入れて、「キケン」と表示して出す
紙パックの出し方
洗って水気を切る
箱を切り開く
完全に乾かす
ひもをくぐる
【注意】
※白紙紙パックとアルミ箔の紙パックと一緒に出されず、紙パックとしてのリサイクルができません。

ごみの不法投棄はやめましょう

「ごみ出しルール」に違反して出された、大型ごみ・建築廃材・単車・タイヤ・廃家電製品等は「不法投棄」となり、警察の取締りを受けることとなりますのでご注意ください。

問い合わせ 収集事業課 ☎22-2155

ごみの分別

ごみを分別するとき、どの種類なのかと迷うことはありませんか? 皆さんの「ごみ」の質が多岐にわたって、ごみステーションへお持ち込みください。

家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」により、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・家電製品は小売業者による引き取り、または製造業者などによる再商品化が義務付けられています。

【処理の仕方】
本市では、「兵庫方式」で処理をしていますが、市では処理ができません。また、廃棄と購入を別々にすると料金が高くなる場合があります。廃棄をする前に「家電リサイクル券センター」へお問い合わせください。上で手続きされることをお勧めします。

【兵庫方式】
販売店に引き取り義務があるのは、過去に販売した製品と買換え時の下取りをする場合ですが、兵庫県においては、兵庫県電機商業組合加盟小売店が

【買い換え以外でも家電を引き取ってくれる店】

社名	電話	社名	電話
アイレックス芦屋	☎31-1041	MS倶楽部ヒガシ	☎32-7588
アイレックス芦屋浜	☎22-5426	アライ電化	☎38-2228
エミヤデンキ	☎22-4229	北村電気商会 岡本店	☎078-431-5686
北村電気商会	☎34-2121	ツネヨシ電器	☎078-412-3450
東洋テレビラジオセンター	☎32-1771	ミズトリ電気	☎0798-71-5519

ごみの持ち込み

産業廃棄物・危険物・処理困難物等を除き、芦屋市内で発生した一般家庭のごみと、芦屋市環境処理センターへ持ち込むことができます。

【受付時間】※日曜日は休み
■月曜日・金曜日(祝日を含む)
午前九時～午後一時三十分
■土曜日(祝日を含む)
午前九時～午後〇時三十分
■日曜日(祝日を含む)
午前九時～午後〇時三十分

【処理手数料】
■一日一回・二車両に限り、十kgまで無料
■十kgを超え百kgまで九百円(百kgを超える場合は百kgごとに九百円を加算)

【申し込み】
所定の用紙にごみ排出者の住所氏名を記入し、押印の上、手数料を支払ってください。

【注意事項】
●芦屋市環境処理センター内のごみ置き場はできません。
●ごみ処理手数料は、現金でお支払いください。
●認印をご持参ください。
●持ち込み時の粗大ごみは、「粗大ごみ処理券」の使用ができません。
●粗大ごみの品目や数量により、収集のほうが安くなる場合があります。
●枝や木切れは、長さ五十cm、直径十cm以内に切ってから持ち込んでください。

※休日や受付時間外に来て、ごみを門の外側または敷地内に置いて帰るかたがいます。不法投棄になりますので必ず持ち帰ってください。

環境処理センター運転状況結果(平成24年度)

項目	年平均値	規制値
1 焼却灰熱灼減量	4.73	10.00
2 (1)騒音		
区分	焼却炉運転中	敷地境界内における基準値
測定日	境界内 境界外	
測定日	11月15日～16日	—
〈朝〉午前6時～8時	48(52) 50(55)	50
〈昼〉午前8時～午後6時	50(56) 54(60)	60
〈夕〉午後6時～10時	45(53) 49(58)	50
〈夜〉午後10時～午前6時	42(44) 46(48)	45
*()内は、周辺の道路騒音等(外乱)を含む数値		
2 (2)振動		
区分	焼却炉運転中	敷地境界内における基準値
測定日	境界内 境界外	
測定日	11月15日～16日	—
〈昼〉午前8時～午後7時	28 29	60
〈夜〉午後7時～午前8時	24 24	55
2 (3)臭気		
区分	環境処理センター敷地境界	
測定日	11月15日	—
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内	

芦屋市家庭ごみハンドブック

■2年に1度3月に各戸配布しています。(今回は、平成26年3月に予定)
■転入のかたは、市民課でお渡ししています。
■失くされたかたは、下記に設置していますのでご利用ください。

市役所本庁舎の受付
ラポルテ市民サービスコーナー
環境処理センター(環境施設課・収集事業課)

ごみ 分別・処理・処分・リサイクル

環境負担が低減された「循環型社会」をめざして

私たちにあって、切っても切り離すことのできない生活の一部となっている「ごみ」。本市における「ごみ」の分別・処理・処分・リサイクルなどについてまとめました。良い環境を守り、次世代に引き継ぐためにも、日ごろから環境にやさしい生活をこころがけましょう。

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

再生資源集団回収制度

紙資源等を集団回収している地域団体に対して報奨金を交付しています。地域の集団回収に参加していただき、市による回収にご協力いただき、紙ごみ等を再資源化して、地球環境を守りましょう。

【対象となるもの】
新聞・雑誌・段ボールその他紙類紙パック類・カン(これは市でも回収していません)
【集団回収している団体】
環境処理センター内環境施設課に窓口がありますので、登録をお願いします。

ごみの減量化 再資源化

ペットボトル・カン・ビンの出し方

■中身を出し、水洗いしてから出してください。キャップやラベルは、はずしてください。環境のためリサイクル率向上のため、リールを守って出してください。中身が入っているもの、汚れのひどいものなどはリサイクルできません。

再生資源集団回収の推進

市では、ごみの減量化・再資源化を進めていくため、ごみに混入している資源物のさらなる分別をし、集団回収での回収量を増加させるため、この制度を推進しています。循環型社会形成のため、ご協力をよろしくお願いいたします。詳しくは、上記までお問い合わせください。

処理できないごみ

【産業廃棄物】建築廃材・自動車の部品類・バッテリー・タイヤ等は、専門の処理業者に依頼する。
【危険物】プロパン・農薬・ガソリン・オイル・石油・廃油・発煙筒・有害薬品は、購入先に相談する。
【医薬品】注射器・注射針等は医療院に返却してください。
【処理困難物】消火器・土砂・ブロック・レンガ・石・ボウリング球・塗料類・ラッカー・シンナー・単車・原動機付自転車・排気量五十cc以下は除く・アス

紙類は紙資源としてリサイクルへ

■燃やすごみとして出された中身には、紙・布類が約半分も占めています。燃やすごみの日に含まれますと、焼却処理されてしまいますので、紙類は「雑誌・チラシ・その他紙類」の日に出して、リサイクルしましょう。
布類についても、集団回収やフリーマーケットなどで、再資源化を図りましょう。

パイプラインについて

パイプラインに投入可能なごみは、無理なく投入できる大きさの燃やすごみです。不燃物やチラシ・冊子・新聞紙・草木類・衣服などは、閉塞の原因になります。閉塞すると、復旧するまで数日間周辺地域の収集ができなくなります。



事業者のみならず

事業者のごみは「ごみステーション」に出すことができません。事業者の責任において処理することと規定されています。ご自分で直接環境処理センターに持ち込むか、市の一般廃棄物処理許可業者に依頼してください。持ち込めるごみには一定の制限がありますので、確認してから持ち込んでください。

パイプラインに投入しないでください

●チラシ・カタログ・冊子・新聞紙の紙類→《紙資源の日》
●衣類→《その他燃やすごみの日》
●草木類→収集事業課(☎22-2155)に申し込み《有料》
※少量の場合は《その他燃やすごみの日》へ

「芦屋市 家庭ごみハンドブック」をよく確認してご利用ください

パイプライン閉塞の原因となったごみ(木の板・バッテリーなど)